

提出されたご意見とそれに対する当町の考え方

ご意見等の内容	当町の考え方
<p>受注希望型競争入札の最低制限価格についてですが、入札の改札会場で、最低制限価格内の業者のうち最低価格業者を今まで公表していると思いますが、今後の開札時の公表の仕方を教えてください。</p> <p>最低制限価格の事後公表は、いつの時点をさすのでしょうか。 開札時点？ 予定価格公表時点？ なののでしょうか。</p>	<p>最低制限価格の事後公表については、従来通り予定価格公表時点を予定しております。</p>
<p>受注希望型入札については、最低制限価格の算定を改定となっておりますが、指名競争入札については、最低制限価格の改定の意向はありますでしょうか。 受注希望と指名競争で最低制限価格に開きがある状態となるのでしょうか。</p>	<p>当町では、指名競争入札に最低制限価格の導入をしておらず、現段階で導入の予定はありません。</p>
<p>長野県の最低制限価格は92.0%～94.5%の変動制となっております。近い将来箕輪町でも長野県に準じた制度となる事を要望いたします。</p>	<p>長野県が建設工事において実施しているのは、低入札価格調査制度(失格基準価格制度)であり、当町で実施している最低制限価格制度とは、制度上異なる部分もあり、一概に最低制限価格が92.0%～94.5%とはいえません。長野県に準じた入札制度については、今後、他自治体の動向もみながら検討していきたいと考えております。</p>
<p>箕輪町の入札制度関連の話をする時に「県に準じて。」という言葉を目にします。最低制限価格の算定も県に準じた算定方法でいいと思います。</p>	<p>長野県に準じた入札制度については、今後、他自治体の動向もみながら検討していきたいと考えております。</p>